

行政評価制度の導入(2002.7.1施行)

1. 目的

市民が行う行政評価結果を市政に適切に反映させ、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を推進し、もって市民に対する説明責任を遂行することを目的とします。

2. 特長

(1) 行政主体の評価からの脱却

市民評価を明確にし、行政内部の基礎資料(自己評価)をもとに第三者機関として設置する「志木市行政評価委員会」が政策等を評価します。

委員会の評価を経た上で市長が総合評価を行い、この評価結果を分かりやすく公表し、評価結果に対する市民意見を評価に反映させるマネジメント・サイクルを構築します。

(2) 行政評価に関する条例制定

「市民が創る市民の志木市」の実現に向け、市及び市民が協働して、分かりやすく開かれた市政運営を推進するための「市民が政策等を評価する行政評価制度の導入」を明確にするために条例化しました。(北海道・秋田県・宮城県が平成14年4月1日に条例施行)

3. 評価サイクル

(評価のスタート)

行政による自己評価(基礎資料) 市民評価(行政評価委員会) 市長評価(新年度予算に反映) 公表 市民評価(評価結果に対する市民の皆さんの意見) (翌年度の評価に反映させる)

市民評価

市民評価は、<志木市行政評価委員会による評価>と<公表した評価結果に対する意見>を位置づけています。

評価結果はわかりやすく公表し、市民の皆さんからの意見を市政に反映するよう努めます。